滋賀県介護職員実務者研修等代替職員確保事業実施要綱

１ 目的

　現任の介護職員の介護福祉士資格試験受験の要件となる実務者研修、介護員養成研修（介護職員初任者研修および生活援助従事者研修をいう。以下同じ。）、喀痰吸引等の医療的ケアの研修、認知症ケアに携わる介護従事者の研修、介護職員チームリーダー養成研修、滋賀の福祉人研修、外国人介護専門職育成研修および介護キャリア段位におけるアセッサー講習（以下「実務者研修等」という。）の受講を促進し、多様化・高度化する介護ニーズに対応できる質の高い人材の確保と介護サービスの安定的な提供体制の確立を図ることを目的とする。

２ 補助対象事業者

　 県内で次に掲げる事業のいずれかを行う法人とする。

(1) 介護保険法（平成９年法律第123号。以下「法」という。）第８条第１項に規定する居宅サービス（訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸与および特定福祉用具販売を除く。）を行う事業

(2) 法第８条第14項に規定する地域密着型サービスを行う事業

(3) 法第８条第26項に規定する施設サービスを行う事業（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）による改正前の法第８条第26項に規定する介護療養施設サービスを含む。）

(4) 法第８条の２第１項に規定する介護予防サービス（介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与および特定介護予防福祉用具販売を除く。）を行う事業

(5) 法第８条の２第12項に規定する地域密着型介護予防サービスを行う事業

３　補助対象職員

　　２の各号に掲げる事業に従事する現任の介護職員であって、次項に定める研修の受講対象となる職員とする。

４　補助対象研修

(1) 実務者研修

(2) 介護員養成研修（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修）

(3) 喀痰吸引等医療的ケア研修

(4) 認知症ケアに携わる介護従事者の研修（認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護実践リーダーフォローアップ研修、認知症介護指導者養成研修）

(5) 県が実施する介護職員チームリーダー養成研修

(6) 滋賀の福祉人研修

　(7) 外国人介護専門職育成研修

(8) 介護キャリア段位におけるアセッサー講習

５　代替職員の確保の要件等

(1) 補助対象となる代替職員は、臨時的職員等（正規職員は対象とならない。）であって、実務者研修等に派遣した介護職員の代替として業務に就くことを要する。

(2) 代替職員の雇用期間および雇用形態（パートタイム、契約社員、派遣労働者等）は問わないものとする。

(3) 代替の対象日以外は、他の業務にあたっても差し支えないものとする。

６　補助対象経費

　補助対象経費は、研修派遣日における代替職員の雇用等にかかる次の経費とする。ただし、当該経費について、他からの助成等を受ける場合は補助の対象としない。

(1) 賃金（基本賃金に相当する手当を含む。）

(2) 通勤手当

(3) 派遣料（代替職員が派遣労働者である場合）

７　介護福祉士等の資格取得者による届出制度の推進等

　　補助事業者は、従業者が計画どおり研修を修了することができるよう勤務上の配慮その他必要な支援を行うものとする。また、研修修了後、社会福祉法（昭和26 年法律第45 号）第95条の３に基づく届出が適切に行われるよう、従業者への制度周知その他必要な支援を行うものとする。

８　補助金の交付

　 補助金にかかる交付申請、実績報告等については、別に定める補助金交付要綱の交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

付　則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。